

青森公立大学大学院奨学金貸与要綱

平成21年4月1日制定
改正 令和元年7月12日

(目的)

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に在学する優れた学生であって、経済的理由により修学が困難であると認められるものに対し、予算の定めるところにより、奨学金を貸与し、もって有用な人材の育成を図ることを目的とする。

(奨学金の貸与資格)

第2条 奨学金は、別に定める選考基準に基づき、人物、学業ともに優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学が困難であると認められる者（独立行政法人日本学生支援機構から奨学金の貸与を受ける者を除く。）に対して貸与する。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院の科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生については、奨学金の貸与は行わない。

(奨学金の貸与額等)

第3条 奨学金の貸与額は、独立行政法人日本学生支援機構による第1種奨学金の貸与月額に準拠する。

2 奨学金には、利子を付けない。

3 前年度から継続して奨学金の貸与を受ける場合において、当該年度において独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額に改定があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該年度の奨学金の貸与額は、前年度の貸与額と同額とする。

(奨学金の貸与期間)

第4条 奨学金は、貸与の決定のあった日の属する年の4月（継続の場合は、4月又は10月）から貸与するものとし、その貸与する期間は、標準修業年限に相当する期間を限度とする。ただし、博士前期課程の2年次並びに博士後期課程の2年次及び3年次に在学する者については、標準修業年限に相当する期間からその者の修業した期間を差し引いた期間を限度とする。

(奨学金の貸与の申請)

第5条 奨学金の貸与の申請は、各学期分ごとに行うものとする。

2 新たに奨学金の貸与を受けようとする者は、青森公立大学大学院奨学金貸与申請書（様式第1号）に、本人、配偶者及び保証人の収入状況を証明する書類その他理事長が必要と認めた書類を添えて、春学期の別に指定する日までに理事長に申請しなければならない。

3 前項の申請は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金の貸与についての申込みをする者でなければ、これを行うことができない。

4 奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）が継続して奨学金の貸与を受けようとするときは、青森公立大学大学院奨学金貸与継続申請書（様式第2号）に、理事長が必要と認めた書類を添えて、各学期ごとの別に指定する日までに理事長に申請しなければならない。

（保証人）

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、償還能力を有すると認められる保証人を定めなければならない。

2 前項に規定する保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して奨学金の返還債務を負担しなければならない。

（奨学金の貸与の決定）

第7条 理事長は、第5条の規定による申請があったときは、次条に規定する選考委員会の議を経て奨学金の貸与の可否を決定し、その旨を青森公立大学大学院奨学金貸与（継続）決定通知書（様式第3号）又は青森公立大学大学院奨学金貸与（継続）不承認決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（選考委員会）

第8条 理事長の諮問に応じ、奨学金の貸与候補者の選考を行うため、本学大学院に選考委員会を置く。

2 選考委員会は、委員長及び委員10人以内で組織する。

3 委員長は学長をもって充て、委員は本学大学院の専任教員のうちから委員長が毎年指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

7 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（奨学金の貸与方法）

第9条 奨学金の貸与は、別に定める金融機関のうちから奨学金の貸与の決定を受けた者が指定する金融機関を介して行うものとする。この場合において、当該金融機関は、奨学金の貸与を受けようとする者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

2 奨学金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月以降速やかに貸与するものとする。

(1) 新たに貸与決定を受けた奨学金 6月

(2) 春学期分に係る継続の貸与決定を受けた奨学金 5月

(3) 秋学期分に係る継続の貸与決定を受けた奨学金 11月
(奨学金の貸与の辞退)

第10条 奨学金の貸与の決定を受けた者又は奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、青森公立大学大学院奨学金貸与辞退届出書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、青森公立大学大学院奨学金異動届出書(様式第6号)により、直ちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、留学し、又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生又は保証人の氏名又は住所に異動があったとき。
- (4) 保証人の職業又は勤務先に異動があったとき。

2 前項第3号に規定する事項を届け出ようとするときは、同項の届出書にその事実を証明する書類を添えなければならない。

(奨学金の貸与の停止)

第12条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する学期の翌学期(その日が学期の初日であるときは、その学期)から復学した日の属する学期(その日が学期の初日であるときは、その学期の前学期)まで奨学金の貸与を停止する。

2 理事長は、前項の規定により奨学金の貸与を停止したときは、青森公立大学大学院奨学金貸与停止通知書(様式第7号)により、その旨を奨学生に通知するものとする。

(奨学金の貸与の廃止)

第13条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、それぞれ当該各号に該当するに至った日の属する学期の翌学期(その日が学期の初日であるときは、その学期)から奨学金の貸与を廃止することができる。

- (1) 死亡し、転学し、退学し、又は停学若しくは除籍の処分を受けたとき。
- (2) 傷病などのために修学の見込がないとき。
- (3) 学業成績又は性向が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (5) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (6) 奨学金の貸与の申請に必要な書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたとき。
- (7) その他第2条に規定する奨学金の貸与資格を失ったとき。

2 理事長は、前項の規定により奨学金の貸与を廃止する場合において、必要と認めるときは、選考委員会の意見を聴くものとする。

3 理事長は、第1項の規定により奨学金の貸与を廃止したときは、青森公立大学大学院奨学金貸与廃止通知書(様式第8号)により、その旨を奨学生に通知するものとする。

る。

(奨学金の返還)

第14条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与の終了した月の翌月（奨学金の貸与の終了が辞退又は廃止による場合であつて、かつ、その者が標準修業年限に相当する期間本学大学院に在学している場合には、当該期間が終了する月の翌月）から起算して6箇月を経過した後14年以内に、元金均等の年賦（特別の理由がある場合を除く。）の方法により奨学金を返還しなければならない。ただし、返還未済額の全部を返還する場合には、繰上償還をすることができる。

2 奨学金の返還は、原則として口座振替の方法によるものとする。

(奨学金の返還猶予)

第15条 前条第1項本文の規定にかかわらず、理事長は、奨学金の貸与を受けた者が標準修業年限に相当する期間を超えて本学大学院に在学しているときは、その在学している期間、奨学金の返還を猶予することができる。

2 前条第1項本文の規定にかかわらず、理事長は、奨学金の貸与を受けた者が災害その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認めるときは、その理由が継続している期間、奨学金の返還を猶予することができる。ただし、保証人が奨学金を返還することができるかと認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、青森公立大学大学院奨学金返還猶予申請書（様式第9号）に、奨学金の返還猶予を必要とする理由を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

4 理事長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに奨学金の返還猶予の可否を決定し、その旨を青森公立大学大学院奨学金返還猶予承認・不承認通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

(奨学金の返還免除)

第16条 理事長は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は心身の障害により労働能力を喪失し、若しくは労働能力が著しく低下したと認めるとき、その他理事長が特に奨学金の返還を免除する必要があると認めるときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。ただし、保証人が奨学金を返還することができるかと認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者は、青森公立大学大学院奨学金返還免除申請書（様式第11号）に、奨学金の返還免除を必要とする理由を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに奨学金の返還免除の可否を決定し、その旨を青森公立大学大学院奨学金返還免除承認・不承認通知書（様式第12号）により、当該申請者に通知するものとする。

(奨学金の貸与終了後の届出)

第17条 奨学金の貸与を受けた者が奨学金の返還完了前に死亡したときは、その相続人又は保証人は、直ちに死亡届を管理者に提出しなければならない。

2 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の返還完了前に、その者が新たに職業に就いたとき、又はその者若しくは保証人の氏名、住所、職業若しくは勤務先に変更があったときは、青森公立大学大学院奨学金異動届出書により、直ちに理事長に届け出なければならない。

(保証人の変更)

第18条 奨学生又は奨学金の貸与を受けた者は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更申請書(様式第13号)に、保証人の収入状況を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに保証人変更の可否を決定し、その旨を保証人変更承認・不承認通知書(様式第14号)により、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前において、青森公立大学授業料全額免除に関する要綱等を廃止する要綱(平成21年4月1日実施)による廃止前の青森公立大学大学院奨学金貸与要綱(平成9年4月1日実施)の規定に基づき貸与された奨学金は、この要綱の相当規定に基づき貸与した奨学金とみなす。

附 則(令和元年7月12日)

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年7月12日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に存するこの要綱の改正前のそれぞれの要綱に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

（表 面）

青森公立大学大学院奨学金貸与申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学

理事長 様

住 所

電話 ()

氏名 ふりがな 印

次のとおり青森公立大学大学院奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

学 籍 番 号	第 号	生年月日	年 月 日生	
入 学 時 期	年 月	修了予定時期	年 月	
本 籍				
貸 与 額				
貸与希望期間				
貸与希望の理由				
家族の住所等	電話 ()			
家 族 構 成	氏 名	年齢	続柄	職業又は学校名

(裏面)

本人の 収入状 況	区 分	勤 務 先	職 業	収 入 金 額	
				前 年	当年 (見込)
	定職			万円	万円
	アルバイト			万円	万円
				万円	万円
	父母等からの給付額			万円	万円
	奨学金 (出願中のものは除く)			万円	万円
その他の収入			万円	万円	
配 偶 者 の 収 入 状 況	区 分	勤 務 先	職 業	収 入 金 額	
				前 年	当年 (見込)
				万円	万円
				万円	万円
本人及び配偶者の収入金額合計			万円	万円	
保証人	住所等	電 話 ()			
	本 籍				
	ふりがな 氏 名	印	申 請 者 と の 関 係		
	生年月 日	年 月 日生 (歳) 男・女			
	収入の 状 況	勤 務 先	職 業	収 入 金 額	
			前 年	当年 (見込)	
			万円	万円	
貸与希望金融機関	銀行 本店・ 支店				

名	
---	--

(添付書類) 本人、配偶者及び保証人の収入状況を証明する書類

様式第2号（第5条関係）

青森公立大学大学院奨学金貸与継続申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学

理事長 様

住 所

電話 ()

ふりがな 氏名 印

次のとおり青森公立大学大学院奨学金の貸与を継続して受けたいので、関係書類を添えて申請します。

学 籍 番 号	第 号	生年月日	年 月 日生
入 学 時 期	年 月	修了予定時期	年 月
本 籍			
現在受けている 貸与の内容	貸与決定番号		
	貸 与 額		
	貸与済期間	年 学期から 年 学期まで	
	保証人氏名		
	貸与金融機関名	銀行 本店・ 支店	
継続希望期間	年 学期		
貸与希望の理由			

(添付書類) 青森公立大学大学院奨学金貸与決定通知書及び青森公立大学大学院奨学金貸与継続決定通知書の写し

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

青森公立大学大学院奨学金貸与（継続）決定通知書

さきに申請のありました青森公立大学大学院奨学金の貸与について、次のとおり貸与することに決定しましたので通知します。

貸与決定番号	第 号	
貸与額	円（月額 円）	
貸与期間	新規の場合	年 春学期
	継続の場合	年 学期
		※貸与済期間 年 学期から 年 学期まで
年賦返還日	第1回	年 月 日
	最終日	年 月 日
保証人氏名		
貸与金融機関名	銀行 本店・ 支店	
備考	奨学金は金融機関を介して貸与されますので、保証人と同行のうえ、 年 月 日までに、上記の金融機関で貸与手続きを行ってください。 (貸与手続きに必要な書類等) 1 この青森公立大学大学院奨学金貸与（継続）決定通知書 2 本人及び保証人の印鑑証明書各1通（3箇月以内に発行されたもの） 3 本人及び保証人の実印 4 本人名義の上記金融機関の預金通帳	

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

青森公立大学大学院奨学金貸与（継続）不承認決定通知書

さきに申請のありました青森公立大学大学院奨学金の貸与について、次の理由により不承認と決定しましたので通知します。

理 由	

様式第5号（第10条関係）

青森公立大学大学院奨学金貸与辞退届出書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学

理事長 様

貸与決定番号 第 号

住 所

氏 名 印

次のとおり奨学金の貸与を辞退したいので届け出ます。

辞 退 の 時 期	年 学期から
理 由	

様式第6号（第11条関係）

青森公立大学大学院奨学金異動届出書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長

様

貸与決定番号 第 号

住 所

氏 名 印

次のとおり異動が生じましたので届け出ます。

異 動 事 項		休 学		復 学		転 学		留 学
		退 学		停学その他の処分				
		奨学生又は奨学生であった者の氏名又は住所						
		奨学生であった者の職業又は勤務先						
		保証人の氏名又は住所				保証人の職業又は勤務先		
異動が生じた日	年 月 日							
異 動 内 容								

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

青森公立大学大学院奨学金貸与停止通知書

青森公立大学大学院奨学金について、次のとおり貸与を停止しましたので通知します。

奨 学 生	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
停 止 期 間	年 学期から復学した学期（復学した学期が初日であるときは、その学期の前学期）まで	
理 由		
備 考	復学したときは、青森公立大学大学院奨学金異動届を提出してください。	

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

青森公立大学大学院奨学金貸与廃止通知書

青森公立大学大学院奨学金について、次のとおり貸与を停止しましたので通知します。

奨 学 生	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
廃 止 の 時 期	年 学期	
年 賦 返 還 日	第 1 回	年 月 日
	最 終 回	年 月 日
理 由		
備 考	<p>転学、退学又は除籍による廃止の場合は、奨学金の貸与に係る金銭消費貸借契約の変更手続が必要となりますので、保証人と同行のうえ、取扱金融機関で早急に手続を行ってください。</p> <p>（変更手続に必要な書類等）</p> <ol style="list-style-type: none">この青森公立大学大学院奨学金貸与廃止通知書本人及び保証人の印鑑証明（3箇月以内に発行されたもの）本人及び保証人の実印 <p>※ 死亡による廃止の場合は、今後の奨学金の返還方法について、金融機関と協議していただく必要がありますので、取扱金融機関にお問い合わせください。</p>	

様式第9号（第15条関係）

青森公立大学大学院奨学金返還猶予申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学

理事長 様

貸与決定番号 第 号

住 所

氏 名 印

次のとおり青森公立大学大学院奨学金の返還猶予を受けたいので申請します。

借 受 額	円	
返 還 済 額	円	
返 還 未 済 額	円	
現在の返還期間	年から	年まで
返還猶予希望期間	年から	年まで
理 由		
保 証 人	住 所	
	氏 名	印

（添付書類） 災害その他やむを得ない理由により奨学金の返還猶予を必要とする場合は、その理由を証明する書類

様式第10号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

承認
青森公立大学大学院奨学金返還猶予 通知書
不承認

さきに申請のありました青森公立大学大学院奨学金の返還猶予について、
次のとおり承認

と決定しましたので通知します。

次の理由により不承認

現在の返還期間	年から 年まで
返還猶予申請期間	年から 年まで
返還猶予承認機関	年から 年まで
返還猶予承認後の返還期間	年から 年まで
理由	
備考	承認の場合は、奨学金の貸与に係る金銭消費貸借契約の変更手続が必要となりますので、保証人と同行のうえ、取扱金融機関で早急に手続を行ってください。 (変更手続に必要な書類等) 1 この青森公立大学大学院奨学金返還猶予承認通知書 2 本人及び保証人の印鑑証明（3箇月以内に発行されたもの） 3 本人及び保証人の実印

様式第11号（第16条関係）

青森公立大学大学院奨学金返還免除申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学

理事長 様

住 所

氏 名 印

被貸与者との関係（ ）

次のとおり青森公立大学大学院奨学金の返還免除を受けたいので通知します。

被 貸 与 者	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
借 受 額	円	
年 賦 返 還 日	円	
返 還 未 済 額	円	
理 由		
保 証 人	住 所	
	氏 名	印

（添付書類） 奨学金の返還免除を必要とする理由を証明する書類

（注 意） 被貸与者が死亡した場合、相続人又は保証人の方が申請してください。

様式第12号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

承認
青森公立大学大学院奨学金返還免除 通知書
不承認

さきに申請のありました青森公立大学大学院奨学金の返還免除について、
次のとおり承認

と決定しましたので通知します。

次の理由により不承認

被貸与者	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
貸 与 額	円	
返 還 未 済 額	円	
返還免除承認額	円	
返還免除後の残額	円	
理 由		

様式第13号（第18条関係）

保証人変更申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長 様

貸与決定番号 第 号

住 所

氏 名 印

次のとおり青森公立大学大学院奨学金に係る保証人を変更したいので申請します。

旧保証人	住 所				
	氏 名				
新保証人	住 所				
	電 話				
	本 籍				
	ふりがな 氏 名	印	申請者 との関 係		
	生年月日	年 月 日生（ 歳） 男・女			
	勤 務 先	名 称			
		所 在 地			
		電 話			
年 収	前 年	万 円	当年（見 込）	万 円	

理 由	
--------	--

様式第14号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

承 認
保 証 人 変 更 通 知 書
不承認

次のとおり承認
さきに申請のありました保証人の変更について、 と決定しま
次の理由により不承認

したので、通知します。

新保証人	住 所	
	氏 名	
旧保証人	住 所	
	氏 名	
理 由		

備 考	<p>承認の場合は、本人、新保証人及び旧保証人の三者による保証人脱退契約が必要となりますので、新保証人及び旧保証人と同行のうえ、取扱金融機関で早急に手続を行ってください。</p> <p>(変更手続に必要な書類等)</p> <ol style="list-style-type: none">1 この保証人変更承認通知書2 本人、新保証人及び旧保証人の印鑑証明（3箇月以内に発行されたもの）3 本人、新保証人及び旧保証人の実印
-----	--